山口県中学校体育連盟引率・監督規程

山口県中学校体育連盟

1　引率・監督

(1)　県内大会の生徒の引率・監督は，出場校の校長・教員・部活動指導員・引率者として適切であると校長が承認した外部指導者（コーチ）とする。ただし，部活動指導員は、他校の引率者、依頼監督者、及び合同チームの代表監督にはなれない。

(2)　県内大会の引率者と監督者は，部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により，任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていないこと。

(3)　県内大会に関わる外部指導者は，県中体連に登録し，部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により，校長から指導処置を受けていないこと。

(4)　外部指導者は，当該校の校長が適切であると認めた２０歳以上の成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者（コーチ）としての契約がなされていること。

2　引率・監督の留意点

(1)　大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

(2)　引率時は、公の交通機関を利用する。（引率上の責任は引率者にある）

(3)　引率者・監督者は、大会運営に協力する。

(4)　大会結果と、帰校報告を当日中に行う。

(5)　引率者・監督者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ，生徒は失格となることもある。

3　引率・監督の特例

(1)　県中体連主催大会へ参加する生徒の引率は、次の場合，県中体連に登録された外部指導者による引率を全競技で認める。本規則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合に適用するものであり安易に引率者として外部指導者（コーチ）の引率を認めるものではない。

○校内に設置部（県中体連登録）があり、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率できないと，校長が判断した場合

○引率者としての外部指導者（コーチ）には、監督の資格を認める。

○引率者としての外部指導者が監督をする場合、様式１・２・３は不要とし、様式４を提出する。

(2)　外部指導者による引率・コーチ等については、外部指導者１名につき１校とする。
(3)　合同チームで参加する生徒の引率は，次の場合，代表引率を認める。
〇出場校の校長・教員・部活動指導員が引率できず，校長がやむを得ないと判断し合同チーム相手校の校長と引率をする教員の了承を得た場合。
(4)　個人種目において，出場校の校長が，様式１・２・３（別紙）により監督依頼をして承諾を得た場合は，承諾した学校の校長・教員の監督を認める。

４　その他
中国大会・全国大会の引率・監督については、各大会の要項に記載されているとおりとする。

附　則
本規程は、平成１４年４月２３日これを制定、平成１４年度山口県春季体育大会より実施。
本規程は、平成１５年４月２２日これを改正、実施。
本規程は、平成１９年４月２４日これを制定、平成１９年度各種山口県選手権大会より実施。
本規定は、平成３０年４月２４日これを制定、平成３０年度各種山口県選手権大会より実施。
本規程は、令和４年１１月２８日これを制定、令和５年度各種山口県選手権大会より実施。
本規程は、令和５年２月２８日これを制定、令和５年度各種山口県選手権大会より実施。